

香芝・王寺環境施設組合議会

第1回(定例会)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和6年第1回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和6年2月20日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議場
- 3 出席議員 8名
 - 1番 中 井 一 喜
 - 2番 中 川 義 弘
 - 3番 幡 野 美智子
 - 4番 沖 優 子
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏

副管理者 平 井 康 之

事務局長 細 川 圭 司

事務局次長 増 田 勝 久

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局主幹 吉田卓朗

7 会議の事件は、次のとおりである。

- 1 報第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について
- 2 議第1号 令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について
- 3 議第2号 令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について
- 4 再議第1号 議第2号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

4番 沖 優子

8番 中谷 一輝

9 開会 午前10時00分

(議長 下村佳史) 皆さん、おはようございます。

議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様方をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴規則第8条により写真、録音等が禁止されております。

本日の本会議につきましては、質疑の回数を3回までいたします。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会、告示第1号をもって第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中出席賜り、誠にありがとうございます。

本日案件となっております議案につきましては慎重にご審議いただきまして、本会議がスムーズに運営できますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

管理者、招集の挨拶をお願いいたします。

福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、香芝・王寺環境施設組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から当組合運営に当たりまして格別のご支援とご協力を賜って下さることも重ねてお礼申し上げます。

さて、本日上程いたします案件につきましては、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について、令和5年度香芝・王寺環境施設組

合一般会計補正予算（第2号）について、令和6年度香芝・王寺環境施設組一般会計予算についての3議案でございます。何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案可決、認定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

（議長 下村佳史）ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しています。よって、令和6年第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

（議長 下村佳史）異議ないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において4番沖優子議員、8番中谷一輝議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようでございますので、本定例会の会期は本日1日といたします。

日程第3、一般質問に入ります。

議事の効率を進める上に当たり、一問一答方式であることを踏まえ、質問、答弁ともにできるだけ簡素明瞭に整理していただき、発言されるようお願いいたします。

なお、議員の質問については、理事者側が質問趣旨を理解できない場合は、理事者側から論点を分かりやすくするために質問する場合がありますので、よろしくお願いいたします。

発言時間は、会議規則第46条の規定により、議長において30分といたします。

(議員 沖優子) 議長、異議あり。

(議長 下村佳史) はい、沖議員。

(議員 沖優子) 4番沖です。

前回の一般質問における質問時間と同様に、質問時間のみで40分にすべきです。会議規則第46条第2項の規定に基づき、お諮り願います。

(議員 幡野美智子) 沖議員に賛成いたします。

(議長 下村佳史) お諮りいたします。

今の異議ありということですので……。

(議員 川田裕) 議事進行。

(議長 下村佳史) 議事進行。

川田議員。

(議員 川田裕) 今の発言は何に基づく発言なんですか。いきなり議長と手挙げて発言されてますけど、意味分からないんですけどね。

(議員 沖優子) はい。

(議員 川田裕) 意味分からないんですけどね。ちゃんと、議事進行なのか、動議なのか、何か言っていたかかないと。いきなり議長と言って手挙げると、それで発言を許すということは普通はありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長 下村佳史) 再度、沖議員。

(議員 沖優子) 4番沖です。

それでは、動議を申し上げます。

前回の一般質問における質問時間と同様に、質問時間のみ

で40分にすべきです。会議規則第46条第2項の規定に基づき、お諮り願います。

(議員 幡野美智子) 沖議員に賛成。

(議長 下村佳史) 今の沖議員の動議に対して賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(議長 下村佳史) 下ろしてください。

川田議員。

(議員 川田裕) 会議規則に議長にそのことは委任されてますので、会議規則変更がない限りは、それは議長の議事整理権の範囲内であると思いますので、動議による採決を取るということは会議規則違反に当たる、このように思います。

(議長 下村佳史) はい、沖議員。

(議員 沖優子) 4番沖です。

動議で賛成者が2人以上おりますので、これは成立すると思います。そちらの方向でお諮り願います。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 香芝・王寺環境施設組合会議規則第46条第2項に、議長の定めた時間の制限については、出席議員2人以上から異議あるときは、議長は討論を用いないで、会議に

諮って決めるということで。ですので、この第2項に基づいて沖議員が提案されましたので、対応よろしく申し上げます。

(議長 下村佳史) 香芝・王寺環境施設組合会議規則第14条の規定に基づく所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたします。

時間につきましては、質問だけで40分の賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

賛成多数ですので、時間を40分といたします。

それでは、1番中井議員の質問をお受けいたします。

はい、中井議員。

(議長 下村佳史) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

再度、それでは、1番中井議員の質問をお受けいたします。一般質問をお受けいたします。

(議員 中井一喜) 皆さん、おはようございます。

1番中井でございます。議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は通告のとおり、大項目として組合分担金の負担区分の見直しについて、中項目について4件でございます。

現在の負担区分は、組合同規約第12条に次のように規定されています。1、建設費、均等割100分の30、人口割100分の70、2、維持管理費、均等割100分の20、処理量割100分の80でございます。

令和5年10月31日の第2回組合定例会において、令和4年度決算認定の審議の際、香芝市、王寺町それぞれ1人当たりの分担金は幾らか、また香芝市、王寺町の負担額に大きな差が出ている要因は何かと、今回と同様の質問を管理者にさせていただきます。

その際、組合管理者は、特に、今すぐ、どんなことでこのような差が出ているのか分析できてない、申し訳ございませんと答弁されました。

そこで、昨年10月31日の定例会から4か月近く経過しようとするこの機会に、的確な分析、見直しに向けた見解をお伺いします。

中項目は、①香芝市、王寺町それぞれ住民1人当たりの負

担について、②香芝市、王寺町住民1人当たり負担較差の原因について、③香芝市、王寺町それぞれ令和4年度普通交付税に係る基準財政需要額の清掃費と組合分担金の比較について、④組合分担金の負担区分の時代に即した変更についてでございます。

それでは、中項目1つ目の香芝市、王寺町それぞれ住民1人当たりの令和4年度分担金の額について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(議長 下村佳史) はい、川田議員。

(議員 川田裕) この質問に関してなんですけども、分担金の変更についてということは、これ組合のいわゆる規定する事務ではありません。地方自治法では、これは各構成団体の長によって協議がなされるということで、組合の事務ではありませんので、この質問は組合が答える立場にはありません。よって、この質問の取消しを求める動議を提出いたします。

(議員 沖優子) 議長。

(議長 下村佳史) まずは、今の動議について。

はい、川田議員。

(議員 川田裕) 動議をお諮りいただきたいわけですが、地方自治法第117条に関して、中井議員の除斥を求めます。

(議員 沖優子) 議長。

(議長 下村佳史) いや、まず動議から。動議が今諮られましたので、これの当事者である中井議員の退席を指示いたします。

(議員 沖優子) 議長。

(議長 下村佳史) 動議が先です。

(議員 沖優子) 動議が先ですけど、一般質問がさきに受理されてますよね。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(議長 下村佳史) 今……。

(議員 沖優子) 一般質問は先に受理されてますよね。

(議員 川田裕) いや、受理じゃないですよ。質問内容が。

(議員 沖優子) 質問内容は。

(議員 川田裕) 動議が出たわけやから。

(議員 沖優子) 先に出してます。

(議長 下村佳史) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

(議員 沖優子) 除斥の根拠をもう一度明確にしてください。

(議員 川田裕) 第117条や。

(議員 中井一喜) 言うてるのが正しいのか分からへん。

(議長 下村佳史) 議長の権限において除斥、退場してください。

(議員 沖優子) 動議してるじゃないですか。受理された一般質問の最中に動議を受けること自体がおかしいです。

(議員 川田裕) いやいや。

(議員 沖優子) 議長の采配がおかしいと思います。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(議員 沖優子) 先に受理されてるじゃないですか。

(議員 中井一喜) 受理してんのに動議。

(議員 川田裕) 議事進行。

(議員 沖優子) 休憩して、きちんと調べてから進行してください。

(議長 下村佳史) 今……。

(議員 川田裕) そうやろ、これ地方自治法で言うたら各構成団体の注意事項。

(議員 幡野美智子) 回答の中でそれを言えばいいでしょう。

(議長 下村佳史) とにかく……。

(議員 沖優子) 回答の中で言いなさいよ、それは。

(議長 下村佳史) 当事者ですので、中井議員は。

(議員 川田裕) 諮ってよ。

(議長 下村佳史) はい。

(議員 沖優子) 動議を受けることがおかしいです。

(議員 川田裕) 何を言うてんのや。

(議員 沖優子) 勝ってるとか負けてるとかじゃないじゃないですか。会議規則の話ですよん。

(議員 川田裕) 民主主義に基づいてやってください。

(議長 下村佳史) ともかく今第117条によりまして、まずは中井議員の退席をお願いします。

(議員 幡野美智子) 退席なんかできません。

(議員 中井一喜) 通告で認めてんねんから、組合の事務と違うということを今おっしゃること自体おかしい。

(議員 沖優子) 受理された一般質問の取扱いをどういうふうに判断されてるんですか。

(議長 下村佳史) 今、はい。

(議長 中川義弘) 動議。

(議員 中川義弘) 一般質問に対しては動議は受け付けないという事は基本やんか。

(議員 川田裕) そんな義務はあれへんわ。

(議員 沖優子) そこを明確にしてから進めるべきでは。

(議員 川田裕) 適当に言うな、どこに書いてあんねん、そんな。

(議長 下村佳史) 確認するので、暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

先ほどもおっしゃられましたように、自治法の第117条に、普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないとなっておりますので退席をお願いします。

(議員 中川義弘) いやいや、そんなん聞いてない。

(議長 下村佳史) はい、もうなってますので、これを……。

(議員 川田裕) 自分のことで今発言したらあかんで。

(議長 下村佳史) 退席をお願いします。

(議員 中川義弘) 何の退席や。退席みたいなんではへん。

(議員 川田裕) 第117条の法律でやろ。

(議員 中川義弘) どこに書いてあるねん。

(議長 下村佳史) 今読みました。

(議員 中川義弘) その前が間違ってた。

(議長 下村佳史) 動議に対して賛成を取りますので、退席お願いします。

(議長 下村佳史) 動議について賛成、反対を取りますので、お願いします。

(議員 沖優子) 議長の判断がおかしいです。

(議長 下村佳史) 今読みました、第117条。

(議員 沖優子) 受理された一般質問の最中にね。

(議員 川田裕) いやいや、そんなん。

(議長 下村佳史) それはまた。

(議員 沖優子) どういう議長ですか。考えられますか。

(議員 川田裕) あんたらが選んでんやろ。

(議員 沖優子) だから、今言いました。

(議長 下村佳史) いや、第117条でやってますので、退席お願いします。

(議員 沖優子) 認められません。

(議員 中川義弘) 退席なんて認められない。

(議長 下村佳史) 動議の採決を取りますので。

(議員 川田裕) そんなん言うてたら何ぼでも。

(議員 幡野美智子) 動議も一般質問そんなものは受け付けなかったじゃないですか。どうしてそこで拒否するんですか。

(議長 下村佳史) いやいや、もう動議の第117条が出てますので、それについて採決したいと思います。

(議員 沖優子) 一般質問の最中に動議を認めるのはおかしいんじゃないですか。

(議員 川田裕) 議長。

(議員 川田裕) ちょっとな、もう議事ちゃんと進めてよ。こんなな、こんなやじとかいつも聞いてたら議事進まないん

で。

(議長 下村佳史) 僕は退席を、議長から中井さんの退席を求めますので、それを待ちます。

(議員 幡野美智子) 命令を出す方が不当です。

(議員 中井一喜) それやったら受けんでええやん。

(議長 下村佳史) 今の動議に対しての退席ですので。

(議員 幡野美智子) 一般質問を認めないということですか。

(議長 下村佳史) いや、違う、違います。どうぞ。

それでは、先ほどの動議の第117条の今で退席されました。

先ほどの川田議員の動議について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

(議長 下村佳史) 下ろしてください。

動議は成立いたしました。

どうぞ。中井議員の入場を許可します。

(議員 川田裕) いやいや、ちょっと待って。最後、同数もあかんのちゃうの。

(議長 下村佳史) 先ほど同数ですので、私も賛成ということで、受理しました。

(議員 沖優子) 受理した内容をもう一回明確にしてください。

(議員 川田裕) いや、もう次行って。

(議員 沖優子) 何を受理されたのか。

(議員 幡野美智子) どこの部分を。

(議員 川田裕) ほな、何ぼ、もう会議の妨害やから、もう、ちよつと。

(議長 下村佳史) それでは。

(議員 沖優子) 何が会議の妨害ですか。

(議員 川田裕) 妨害ですよ。

(議員 沖優子) 一般質問を妨害してるじゃないですか。

(議長 下村佳史) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

先ほどの組合分担金の負担区分の見直しは各市と町の議会での決め事ですので、ここでお諮りすることはできません。

(議員 沖優子) いやいや、一般質問を受理してたん。おかしいやん。

(議員 川田裕) 今、休憩中か、どっちなん。

(議長 下村佳史) 今、休憩を解いて再開いたしました。それで、今説明をさせていただきました。

(議員 川田裕) 議事進行。

(議長 下村佳史) 議事進行が先です。

(議員 川田裕) 動議を取って採決を取ってたらあかんで。議長がそういう説明を行われるというのは、不規則発言ですよ。次の審議にすぐ進めてください。

(議長 下村佳史) 続きまして、日程第4、報第1号一般職の職員……。

(議員 沖優子) 議長、一般質問は拒否ですか。

(議員 川田裕) 拒否、もう早う行って。

(議員 沖優子) 一般質問拒否って、そんな議会あるんですか。

さきに受理されてるのに、むちゃくちゃじゃないですか。

(議員 川田裕) 議長、拒否しいよ。こんなもん。

(議員 沖優子) むちゃくちゃじゃないですか。

(議長 下村佳史) 先ほど動議が出て成立しましたので、続けて進めております。

(議員 沖優子) 議長、動議が成立しただけで、一般質問を、最終だってやってないじゃないですか。

(議長 下村佳史) 報第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

(議員 幡野美智子) 議長、おかしいです。

(議長 下村佳史) 理事者、提案理由の説明をお願いいたします

す。

(議員 沖優子) 動議。

(議員 沖優子) 議長、動議。

(議長 下村佳史) はい、細川局長。

(議員 幡野美智子) 議長、動議をなぜ認めないんですか。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議員 川田裕) 今、進行中やろ。

(議員 中川義弘) 議長。

(議員 中川義弘) 議事進行中やこうおかしいから動機を求めて
んねや。勝手に進められたら困る。

(事務局長 細川圭司) 失礼いたします。

ただいま提案になりました報第1号一般職の職員の給与に
関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承
認について提案理由を説明申し上げます。

本案は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律について、令和5年11月にその一部が
施行され、当組合におきましても一般職の職員の給与に関す
る条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定によ
り、令和5年12月14日に専決したので、同条第3項の規
定により報告し、その承認を求めるものです。

主な改正点は、初任給の引上げ、また期末勤勉手当の支給

割合の改正等でございます。

何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようお願い
い申し上げます。

(議員 沖優子) 議長、動議。暫時休憩求めます。

(議長 下村佳史) 沖議員。

(議員 沖優子) 暫時休憩求めます。

(議員 幡野美智子) 沖議員に賛成。

(議長 下村佳史) それでは、沖議員の動議につきまして賛成の
方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(議長 下村佳史) 下ろしてください。

暫時休憩の動議が出ましたので、ただいま暫時休憩いたし
ます。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言お願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言お願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより報第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようですので、報第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5、議第1号令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者、議案説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) 失礼いたします。

ただいま提案になりました議第1号令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。

一般会計補正予算書のほうを出していただけますでしょうか。

一般会計補正予算書（第2号）の1ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,073万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,412万5,000円とするものです。

歳出につきまして、補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で85万円の増額、款3施設費、項1施設費、目1塵芥処理施設費で4,860万円の減額、款4公債費、項1公債費、目4利子で701万2,000円の増額をお願いするものです。

歳出の主な補正内容でございますが、施設費におきまして、現有施設の修繕費が想定より少額に抑えられたことによる4,100万円の減額と公債費におきまして利率の変更による借入金利子の増額となっております。

続きまして、歳入でございますが、補正予算書8ページにお戻りください。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合市町分担金で1億4,743万2,000円を減額し、香芝市分で1億188万円、王寺町分で4,555万2,000円の減額、款3国庫支出金、項2国庫支出金、目1国庫補助金で118万5,000円の増額、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金で4,960万9,000円の増額、款6組合費、項1組合費、目1施設費で5,590万円の増額をお願いするものです。

次に、一般会計補正予算書4ページに戻っていただきまして、繰越明許費につきましては、ごみ焼却施設解体工事に伴う発注支援業務委託料といたしまして570万円をお願いするものです。

次に、一般会計補正予算書5ページ、地方債補正につきましては、地方債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で令和5年度補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。

何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言お願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより議第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議なしと認め、よって議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議第2号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者、提案の説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) 失礼いたします。

ただいま提案になりました議第2号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について提案理由を説明申し上げます。

一般会計予算書のほうを出していただけますでしょうか。

一般会計予算書の1ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億5,210万4,000円とするものです。

歳出につきまして、予算書10ページ、11ページをご覧ください。

款1議会費、項1組合議会費、目1議会費では予算額102万3,000円で、前年度より40万7,000円の減額となっております。

次に、10ページから12ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では予算額6,486万4,000円で、前年度より職員数1名減による524万1,000円の減額となっております。

次に、13ページから14ページをご覧ください。

款3施設費、項1施設費、目1塵芥処理施設費では予算額13億2,759万円で、前年度より64億4,830万6,000円の減額となっております。主な減額理由といたしまして、一般廃棄物処理施設整備工事が令和6年度で最終

年度となり、工事量が減少したことによるためです。

次に、15ページをご覧ください。

款4公債費、目1公債費、目4利子では予算額1億5,634万5,000円で、9,536万円の増額となっております。

款5予備費、項1予備費、目1予備費では予算額200万円で、前年度と同額となっております。

続きまして、歳入でございますが、予算書8ページにお戻りください。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合市町分担金では予算額7億4,664万6,000円で、前年度より5,535万4,000円の増額となっております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1組合手数料では予算額1億2,325万8,000円で、前年度より9万6,000円の減額となっております。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1国庫補助金では予算額1億8,418万円で、前年度より25億8,397万9,000円の減額となっております。

次に、9ページをご覧ください。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金では予算額500万円で、前年度と同額となっております。

款5諸収入、項2雑入、目1雑入では予算額7,312万

円で、前年度より3,012万7,000円の増額となっております。主な増額理由といたしまして、新施設稼働に伴う電力売払収入を見込んでおります。

款6組合費、項1組合費、目1施設費では予算額4億1,990万円で、前年度より38億6,000万円の減額となっております。

次に、一般会計予算書4ページに戻っていただきまして、地方債につきましては、地方債の限度額を4億1,990万円の設定をお願いするものでございます。

以上で令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言お願いいたします。

沖議員。

(議員 沖優子) 4番沖です。一般会計予算、原案に対する質疑をさせていただきます。

令和5年10月31日の第2回定例会において、令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算は、制定手続において地方自治法に違反する香芝・王寺環境施設組合事

務処理に係る条例を根拠に、組合と香芝市との間で締結された覚書と協議書に基づいた地元対策関連事業償還金を分担金余剰分の王寺町への返還金から差し引くという手段で収入された王寺町分担金を歳入に含み、それを財源として香芝市へ同償還金が支払われていることから、反対多数で不認定となりました。

これまで議会の重みについて香芝市長は、令和3年12月23日に香芝市ホームページに掲載した市民の皆様へメッセージに、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例が法令に抵触するとは考えていないが、申すまでもなく、組合の意思決定機関である議会において審議され、制定に至った条例であるので、意見等を主張するところではないと述べられています。

組合の意思決定機関である議会の議決を尊重されていた市長が、議会において決算審議を経て不認定となったにもかかわらず、今回はなぜ決算不認定の原因である地元対策関連事業償還金を含んだ令和6年度当初予算を提案されるのか、管理者の見解を伺います。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) そうですね。令和4年度の議会において、地元対策事業償還分は債務負担行為が組まれております。議会をしっかりと尊重して、債務負担行為を入れた形で予算組

みをさせていただきました。

以上です。

(議長 下村佳史) はい、沖議員。

(議員 沖優子) 福岡市長の答弁、分かりました。

市民の皆様へのメッセージでは、組合意思の決定機関である議会の審議を尊重されているというところで、同じように考えているとおっしゃっております。

私の見解といたしましては、決算不認定の原因である要素を含んだ当初予算を提案されるのは理解に苦しむところがございます。ここはもう見解の相違ということで承知したいと思います。

(議長 下村佳史) ほかにございませんか。

幡野議員。

(議員 幡野美智子) 令和6年度当初予算に計上されています地元対策関連事業償還金は、香芝市が整備した香芝市の公共施設である地域交流センター及び尼寺地内の香芝市道新設に係る費用であり、既に香芝市が同市の事業として予算を編成、執行し、その監査、決算まで終えている過年度事業を遡及的に異なる団体である香芝・王寺環境施設組合の共同処理する事務であったとして、同組合が当該事業費を償還するものがあります。そのような処理が、地方自治法の会計規範との整合性を欠き、違法であることは明らかです。管理者の見解を

お伺いいたします。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 違法であるかどうか、今係争中のござ
いますので、私の権限で答えるべきではないというふうには
考えております。

以上です。

(議長 下村佳史) 幡野議員。

(議員 幡野美智子) 今係争中であるからということのご見解
でありました。そのように承っておきます。

(議長 下村佳史) ほかにございませんか。

中川議員。

(議員 中川義弘) 令和6年度当初予算に計上されている下水道
新設工事負担金は、香芝市の公共下水道に係る費用です。下
水道法第3条第1項には、公共下水道の設置、改築、修繕、
維持その他の管理は市町村が行うものとする規定されてい
ます。ゆえに、香芝市区域の公共下水道の整備は原則香芝市
の事務であり、香芝・王寺環境施設組合の事務にはなり得な
いのです。この費用がなぜ当初予算に計上されるのか、管理
者の見解をお伺いいたします。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 議員もご存じのとおり、この上水とい
うか、ごみパッカー車の洗浄をするために、水は今まででした

ら焼却でかけておりました。しかしながら、新処理場になった場合、その水というのは下水で流す必要性が出てまいりました。これは、下水で流さないとなった場合、それぞれ、例えば香芝市であったら香芝市、王寺町であれば王寺町にパッカー車の洗車場を用意しなければならないということになります。そういった意味で、この下水道は香芝・王寺環境施設組合にとって必要なものだというふうに判断しておる所存でございます。

以上です。

(議長 下村佳史) 中川議員。

(議員 中川義弘) 前、市長が答えられたとおり、我々との見解の相違ですね。そこらあたり見解の相違として受け止めておきます。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 確かに見解の相違ですが、であれば王寺町は王寺町につくる、つくっていくということを王寺町内でまた議論されるというふうなことなのか。僕はちょっと権限が違いますんで。香芝市においてで言えば、例えば香芝市の下水道の通ってるところに洗車場をつくることは可能でした。しかしながら、あくまでこの新施設にとって必要であろうということで、私は香芝・王寺環境施設組合のことを考えて下水道の設置を考えたわけでございまして、なければ王寺町で

つくっていただくというのは、当然それは構いませんけども、それはお互いにとってしんどいんじゃないのかなと思って、あくまで考えたわけでございます。不必要と言うのであれば、つくっていただく案をまた王寺町内で話していただいたらなというふうに思います。

以上です。

(議長 下村佳史) ほかにございませんか。

中川議員。

(議員 中川義弘) これを全額が、要するに一部分に対してはやっぱり市が持って、全額持ってくれというわけではないです、今言うてるのはね。そこらあたりはやっぱりちょっと見解の相違があると思いますので。

(議長 下村佳史) ほかにございませんか。

中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井でございます。

管理者は令和5年11月6日の組合臨時会において、同年10月31日の香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例についての議決に異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付されました。

その再議理由について、現在組合を被告として原告の王寺町が訴えを提起した債務不存在確認の訴訟が行われており、この裁判は原告側において本件条例に関連していると主張さ

れていることを鑑みると、その裁判結果を待つて条例廃止の是非を議論し、検討すべきであると考えている。よって、司法判断を待つことなく、本件条例の廃止に反対すると理由を述べられました。

まだ裁判結果が出ていないにもかかわらず、今回、令和6年度の当初予算にその裁判の争点である規約第3条の共同処理する事務に含まれるか否かの地元対策関連事業償還金を予算計上するのは、さきに申し上げた再議理由と全く逆の行動であり、管理者は何を考えておられるのか、見解をお伺いします。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 今現在において係争中であるということは確かでございます。ただ、その中でも計上しないというふうなことになるれば、私たち香芝・王寺組合として計上しないとなれば、なぜしないのかという、逆に住民監査請求の対象になるのかなというふうに私自身は考えております。だから、計上させていただいております。

以上です。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 廃止条例の再議のときには、裁判で係争中だから、その結果を待つことなく、性急に判断すること自体がおかしいことをおっしゃいました。にもかかわらず、そした

ら裁判の結果が出ていないのに、予算計上はもちろんですけれども、請求する、王寺町に無理やりその分担金を、裁判の争点である分担金を課して徴収すること自体がおかしいん違いますか。再議理由のことに市長やられてることは全く違いますやん。私が言ってることが、そちらのほうで個人的な見解という形でよく言われますけども客観的に見て、今の再議理由のことに実施されてることというのは本当に真逆でおかしいと思いますが、いかがですか。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) すみません。今、その再議の理由書が手元にはないんですが、今読んでいただいた限りで、聞いている限りなんですけど、特にそんなに差異が出てるとは思わないんですが、予算計上の話を今されてるわけですよ。予算計上はずっと、裁判中であろうが、粛々と同じようにさせていただいてるということでございます。

(議長 下村佳史) はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 最後、3問目になりますので。

ただ、今市長何回も予算計上ということを繰り返されてますけど、予算を計上するだけと違って、無理やり分担金を徴収されてますやん。そやから、さっきの再議の理由、付した理由自体も、自治法第176条第1項に基づいて、組合管理者が異議あるという形で再議を出されたのに、今手元にはない

からって、分からないという、意味おかしいでしょう。今の
ことと本当に関連してますやんか。再議理由としたら、何回
も言いますけども、裁判で係争中であるから、その結果が出
るまでに条例廃止すること、そういうふうなことは軽率であ
るといような形で再議理由で議案書に書かれてるんです
よ。そしたら、普通は、予算計上どうのこうのだけと違っ
て、予算計上もちろんですけど、その裁判結果が出るまで徴
収するのは自粛するのが当たり前違うんですか。

(議長 下村佳史) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) そういう考え方もあるかもしれませんが、
裁判結果が出た場合、全額は当然利子をつけてお返しするわ
けでございます、香芝・王寺のほうから王寺町に対しまし
て。何らそちらに対して何か不利益なことがあるわけではご
ざいませぬ。それは私は誓って申しますが、そちらもそうだ
と思っております。

あともう一つ、強制的に徴収されてるといふふうにおっし
やっておりますけども、こちらからは請求をしてるんです
が、そちら払っていただけてない、王寺町は払っていただい
てない部分があることは事実でございます。

以上です。

(議長 下村佳史) ほかにございませぬか。

はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 副管理者にお聞きします。

組合規約第3条には共同する事務が規定されているわけですが、その解釈をめぐっては、現在一部係争しているものであります。令和6年度の予算の審議するに当たって、共同事務を行うには各公共団体の信頼関係は重要なものであると考えています。

しかし、王寺町のホームページを拝見すると、「一般廃棄物処理施設「美濃園」設置に係る地元対策の実施主体をめぐる王寺町と香芝市の間の紛争の状況について」を題として掲載されていますけれども、内容を確認すると著しい解釈の不足と思える記載も多く、これらは共同事務を行う信頼関係を崩壊させるものではないかと思いますが、その総合的な見解をお示しく下さい。

(議長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 今、中谷議員のほうからのご質問でございますけれども、お互いの信頼関係という、組合の一番基本のことだというふうにももちろん思っておりますが、その条例なり、予算もそうですけど、意思決定をするときに、特に令和3年の条例、一番根幹となる条例、事務の在り方、これの特別委員会等々で議論はあったわけでありまして、あえて言えば、当日、議案を出されて、多数で条例が可決された、この行為が私としましてはもう両団体の信頼関係、審議、こ

れを本当に毀損するものじゃないかというふうに認識をいたしました。そこが一番のもう始まりでありますけども、それが修復されるという努力が私にはなかなか、あるとは思っておりませんので、結果、大事な財源でございますので、法的に第三者である裁判に、今係争中だということでもありますので、その結果を私は待って、いろいろなことを判断していきたい。それで、途中経過で、やっぱり大事な施設ですから、お互いの信頼関係をまた改めてどう構築していくかと、そのお互いの努力、これはもちろん必要だというふうに思っておりますが、今は繰り返しますけども裁判の結果を注視したいと、こういうことでございます。

(議長 下村佳史) 中谷議員。

(議員 中谷一輝) 裁判の結果を注視したいというのであれば、ホームページ上に違法な手続とかいろいろ云々書かれておりますけれども、まだ決定もしてないのに、そう決めつけて王寺町のホームページに掲載することは、私の中ではもうこの信頼関係を修復するという意思はないんじゃないかなというふうに感じるわけですけども、いかがでしょうか。

(議長 下村佳史) 平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 再度のお尋ねでございますけども、ホームページは町の当然広報の一手段として、町の考え方を住民の皆さんに知っていただくということで広報してるものであ

りますけども、裁判でも同じ主張を我々としてはさせていただいてる。町としての意見を住民の皆さんに知っていただくということは大事ですので。裁判の訴状の中身まで住民の方にはご存じなのかは、なかなか難しい。町としての広報の中で町の主張をこういう形で、裁判で訴えてますよということを中心に経過を皆さんに知ってもらうためにホームページで上げてる。これは町の考え方、意見を住民に知ってもらうという一番大事な、これも責務だと思っておりますので、特に大事なことなんだということで継続していきたいと。うちの町の考え方を皆さんに知っていただくと、こういうことでやってますので。

(議長 下村佳史) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) それでは、もう一つの見解を管理者のほうに確認したいと思えますけれども、共同事務の信頼関係は重要なものだと思っております。ルールも守らず、好き勝手にするならばいいんですけれども、当方も一切の協力はしないということが原則になると思えます。都合のいいことだけ協力を求められても、信頼関係が崩壊していれば、ご希望に応えができないというのは常識的な判断になると思えますけれども、組合の管理者としてどういう見解か、お示しく下さい。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 現在の組合というのは、ごみを共同で処理するというのが私たちの一番の仕事だと思ってます。信頼関係が崩れ、構築できなかつたとしても、香芝市民、王寺町民に対しまして不便がないよう、粛々と事務は進めてまいりたい、そのようには考えております。

以上です。

(議長 下村佳史) 続きまして、ほかにありませんか。

はい、川田議員。

(議員 川田裕) まず第1点目に、予算書8ページにございます事業系手数料についてお聞きします。

事業系ごみの搬入に関する手数料なんですけども、香芝市と王寺町のごみの搬入量の内訳をちょっと教えてください。

それと2点目に、廃掃法第7条第1項のごみの収集または運搬を業とする者への許可についてお聞きします。

組合規約第3条の共同する事務はごみの処分だけでありまして、収集または運搬の事務は香芝市及び王寺町の単独事務となりますが、廃掃法では積み降ろしの許可が必要とされていることから、その許可関係を確認したところ、王寺町のごみ収集または運搬を業とする事業者は、積む場所の許可は王寺町から受けていますが、降ろす場所の香芝市からの許可は受けておらず、すなわち廃掃法第7条第1項の違法を行っているということが発覚しています。組合は、災害の特別な事

情がない限りは、無許可によるごみの搬入は受けることができませんが、この予算書の手数料の歳入の計上は、違法、無許可によるごみ搬入の手数料が計上されているのですが、と思うんですね。その点をちょっと明確にお答えください。

(議長 下村佳史) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

細川局長。

(事務局長 細川圭司) 休憩を取っていただきましてありがとうございます。

第1点目のご質問ですが、令和6年度のごみの量、推計なんですけども、王寺町、香芝市、合計で約6,600トンで、それと香芝市分で4,400トン、王寺町分で約1,700トンです。それと、それに対しての見込みの金額なんですけども、香芝市分で約7,840万円です。それと、王寺町分で2,720万円となっております。

2点目のご質問ですが、廃掃法第7条第1項の収集、運搬の許可に関することではないかと思いますが、組合がまず許可権者ではないというところで、答弁を申し上げる立場ではございません。しかし、美濃園としてのごみの受入れの問題

もあることですから、今後調査することでご理解を賜りたい
と思います。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) ありがとうございます。

第1点目の質問ですが、ごめんなさい、速やかにそれ調べて
ください。

当方の調査では、廃掃法第7条第1項の法律確認では、業
を行うべき者への許可については、香芝市側の事業者の積み
降ろしの許可については、香芝市の事業者、これはもう両方
与えられていることが確認取れとるんですが、王寺町側への
事業者は、積む場所は王寺町の許可、そして降ろす場所の許
可は香芝市が許可する必要があるわけですけども、香芝市の
許可を受けずにごみを降ろしてる違法行為を行っています。
よって、無許可で業を行っている王寺町の実業者のごみの降
ろしはできないものでありまして、その違法の歳入である手
数料の計上も許されるべきではありません。また、廃掃法違
反を行う事業者に対して積む場所の許可を与えてる王寺町に
も問題があると思います。しかし、それは王寺町の問題であ
って、組合議会は厳正に、許可のある業者に対してごみを降
ろすことは当然としても、違法を行うごみの受入れは一切で
きないものと法律確認も取れています。ゆえに、令和6年度
の予算は違法な歳入の計上があることから、その問題が明確

になるまでは暫定予算による義務的経費の執行を行うべきと思いますが、組合の見解を示されたい。

(議長 下村佳史) 細川局長。

(事務局長 細川圭司) 組合におきましても、速やかに廃掃法の法律確認と許可に関する調査を行わなければならないということではございます。現時点におきましては正確な答弁は難しいですが、もし降ろす場所の許可も必要となるならば、ご指摘のとおり、無許可の事業者のごみの受入れは困難なものになるかなというところも考えられることから、しばらくの間ちょっとお時間をいただけますよう、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) 降ろす場所の許可の確認は行われればよいと思います。

また、降ろす場所の許可については香芝市に権限がございますので、また3月に香芝市議会がございますので、その中で十分に審議をさせていただきたいなと思います。

また、繰り返し申し上げますけれども、廃掃法の違法の歳入計上はもちろん、そのごみの受入れは一切認めることができないものでありますので、王寺町が自ら事業として行ったり、民間処理施設と契約されるなり、何らかの処置が行われるものと思いますので、組合は、違法に係る以下の予算は、

義務的経費を予算計上されて、暫定予算として執行されることを意見して、質疑を終わります。

(議長 下村佳史) ほかにございませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

中井議員。

(議員 中井一喜) 議題になっております議第2号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてに対する修正動議を提出いたします。

修正の内容については、歳出において、地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金の予算を削除し、歳入において、予算削減に伴う各市町の分担金を減額するものでございます。

以上でございます。

(議長 下村佳史) 今、討論に入ってますので。

(議長 下村佳史) 討論入りました。

(議長 下村佳史) うん。進行していきます。ほかに発言される方おられますか。はい、川田議員。

(議員 川田裕) 令和6年度一般会計歳入歳出予算の反対討論を行います。

議長のお許しをいただきましたので、反対の立場から討論を行います。

令和6年度一般会計歳入歳出予算は廃掃法第7条第1項の違反による歳入が含まれていることから、予算に計上することは許されないことであります。

組合として、法令により負担する経費、法律の規定に基づき、当該行政庁の職権により命じる経費、その他普通地方公共団体の義務に属する経費を予算に計上して支出されることを求めるものであります。よって、令和6年度一般会計歳入歳出予算には反対するものであります。

議員諸公のご賛同をお願い申し上げまして、反対討論を終わります。

(議長 下村佳史) ほかに発言ありますか。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

(議員 川田裕) 何、ちよっともう一回言うて。

(議長 下村佳史) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

(議員 川田裕) 賛成者の発言ってなんや。次、討論終わったら採決やろ。

(議長 下村佳史) 今、討論中です。

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) これをもって討論を終結いたします。

これより議第2号についてを採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 下村佳史) 賛成少数と認め、議第2号につきましては否決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を閉じて再開いたします。

お手元に配付しましたとおり、休憩中に管理者からさきに議決した議第2号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてに対する再議書が提出されておりますので、ご報告いたします。

お諮りいたします。

ただいま管理者から提出された議第2号に対する再議の件を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議なしと認めます。よって、議第2号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算の議決に対する再議の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

さきに議決した議第2号香芝・王寺環境施設組合一般会計予算は、管理者から、地方自治法第177条第1項の規定により、再議に付されました。

管理者から、再議に付した理由の説明を求めます。

はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 令和6年2月20日にされた議決は、令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算に計上してる香芝・王寺環境施設組合の議案の否決は義務に属する経費を削除したものと解するためでございます。

補足説明といたしまして、第177条には再議に付さなければならないというふうな義務規定でございますので、再議

させていただきます。

以上です。

(議長 下村佳史) ただいまの説明に対して質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方はご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

それでは、議第2号について採決いたします。

議第2号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 下村佳史) 賛成少数と認め、議第2号につきましては否

決いたします。

これをもって第1回定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

皆様方のご協力によりまして議事が滞りなく進行できました。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いいたします。

福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様にはお忙しい中定例会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

本日の案件につきまして皆様に慎重審議いただき、厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 下村佳史) これをもって令和6年香芝・王寺環境施設組合第1回の定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時45分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し署名する。

令和6年2月20日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員